

令和8年松前町告示64号

令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金給付要綱を次のように公表する。

令和8年4月27日

松前町長 田 中 浩 介

令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰、人件費上昇、労働人口の減少等の影響により事業者の人材確保が困難化していることに鑑み、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が貸与する奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金に限る。）の返還額の全部又は一部を、従業員に代わって直接支援機構に送金する制度（以下「奨学金代理返還制度」という。）を新たに導入する町内の事業者に対し、予算の範囲内において、令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することにより、奨学金を返還しながら働く若者の経済的負担の軽減を図り、もって町内の事業者の人材の確保及び定着に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 会社以外の法人 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等又は同条第7号の協同組合等
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人
 - ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人（法人税法第2条第7号の協同組合等に該当するものを除く。）
- (3) 事業者 中小企業者及び会社以外の法人をいう。

(給付対象者)

第3条 奨励金の給付対象者は、支援機構に奨学金代理返還制度の利用申請を行った事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 中小企業者 会社にあつては町内に本店を置いていること、個人事業主にあつては町内に本店を置いていること又は町内に住所を有していること。
 - イ 会社以外の法人 町内に主たる事務所を置いていること。
- (2) 令和8年4月1日以降に就業規則、賃金規程等で奨学金代理返還制度について定め、従業員に周知していること。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である従業員が1人以上いること。
- (4) 申請日から5年以内に被保険者である従業員を雇用する意思があること又は奨学金代理返還制度の対象となる従業員が1人以上いること。
- (5) 奨励金の給付決定を受けた日から5年以上、奨学金代理返還制度を継続して実施する意思があること。
- (6) 町ホームページ等で事業者名、所在地、奨学金代理返還制度の内容等を公表することに同意すること。
- (7) 公共職業安定所若しくは職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に規定する職業紹介事業者又は自社のホームページを通じて提供する求人に係る情報に奨学金代理返還制度を導入していることを盛り込むこと。
- (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法その他労働関係法令に関して重大な違反がないこと。
- (9) 町税（督促手数料及び延滞金を含む。）を滞納していないこと。

- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う中小企業者でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。
- (12) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (13) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (14) 前各号に掲げる要件を満たす者のほか、奨励金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、30万円とする。

（給付申請）

第5条 奨励金の給付を受けようとする者は、奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和9年3月5日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
- (2) 個人事業主にあつては、令和7年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書。以下この号において同じ。）及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し。この場合において、開業後1年未満の個人事業主にあつては、開業届の写し
- (3) 被保険者がいることが確認できる書類
- (4) 奨学金代理返還制度を導入したことが分かる書類
- (5) 奨学金代理返還制度を従業員に周知したことが確認できる書類
- (6) 奨学金代理返還制度を社外に明示したことが確認できる書類
- (7) 町税等の納税状況確認同意書（様式第2号）
- (8) 誓約・同意書（様式第3号）
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

（給付決定及び額の確定）

第6条 町長は、前条の規定により給付申請書兼請求書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の給付の決定及び額の確定をし奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金給付決定兼額確定通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（奨励金の給付）

第7条 町長は、前条の規定により奨励金の給付の決定及び額の確定をした申請者（以下「受給者」という。）に対し、奨励金を給付するものとする。

2 奨励金の給付は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（給付決定の取消し等）

第8条 町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の給付決定を取り消すことがある。この場合において、既に奨励金を給付しているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請により奨励金の給付を受けたとき。
- (3) その他町長が奨励金の給付決定の取消しの必要を認めるとき。

（検査等）

第9条 町長は、奨励金の給付に関して必要に応じ、受給者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（書類の整理及び保管）

第10条 受給者は、奨励金に係る関係書類を整理し、令和9年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定については同年5月31日まで、第8条から第10条までの規定については同条に規定する期間が満了する日まで、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金給付申請書兼請求書

令和 年 月 日

松前町長 様

令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金の給付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり奨励金の給付を申請します。

1 申請者情報

法人／個人事業主の別			
事業者名 (法人名・屋号)			
所在地 (法人の場合：本店) (個人事業主の場合：事業所)	〒		
代表者職名		代表者氏名	
代表者住所 (個人事業主のみ)	〒		
常時使用する 従業員の数	人	資本金の額 (法人のみ)	万円

2 給付申請内容

奨励金申請額（請求額）	金300,000円
-------------	-----------

3 本件に係る責任者及び担当者

責任者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
担当者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

4 添付書類

- (1) 法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
- (2) 個人事業主にあっては、令和7年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書。以下この号において同じ。）及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し。この場合において、開業後1年未満の個人事業主にあっては、開業届の写し
- (3) 被保険者がいることが確認できる書類
- (4) 奨学金代理返還制度を導入したことが分かる書類
- (5) 奨学金代理返還制度を従業員に周知したことが確認できる書類
- (6) 奨学金代理返還制度を社外に明示したことが確認できる書類
- (7) 町税等の納税状況確認同意書（様式第2号）
- (8) 誓約・同意書（様式第3号）
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

※この申請書は、町において給付決定をした後は、奨励金の請求書として取り扱います。

事業者名（法人名又は屋号）

1 導入した奨学金代理返還制度の概要

（該当する□に✓を記入してください。）

制度導入日 （就業規則等の施行日）	令和 年 月 日
支援の方法	<input type="checkbox"/> 代理返還型 <input type="checkbox"/> 併用型（代理返還型と手当等支給型などの併用）
制度を導入したことの社外への明示方法	<input type="checkbox"/> 自社ホームページに掲載 （URL： ） <input type="checkbox"/> 求人票・求人サイトに掲載 （サイト名： ） （URL： ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）

2 従業員への支援内容（松前町ホームページ等に掲載）

(1) 支援対象	（該当する□全てに✓を記入してください。） <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他（ ）
(2) 対象要件	（上記(1)以外で支援対象の要件があれば記入してください。） （例：「新卒採用者」「採用後○年以内の者」「○歳以下の者」など）
(3) 支援内容	（例：「月額返還額の○%」「月額○円」など）
(4) 支援期間	（例：「在職期間中」「最大○年間」など）
(5) 補足	上記(1)～(4)の補足事項があれば記入してください。

3 対象従業員の数（申請時点で把握している人数）

日本学生支援機構奨学金返還支援制度の対象となる従業員数

【 人】

町税等の納税状況確認同意書

私は、令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金の給付申請に当たり、税務課が保有する町税（督促手数料及び延滞金を含む。）の納付状況（滞納の有無）について、産業課において確認を行うことに同意します。

令和 年 月 日

松前町長 様

法人所在地（個人事業主の場合は、事業主の住所）

事業者名（法人名又は屋号）

代表者職・氏名

- ※ 申請者が署名してください。
- ※ 法人の場合は、代表者の署名に代えて、記名及び代表者印の押印も可です。

誓約・同意書

松前町長 様

令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金の給付申請に当たり、次の事項について誓約・同意します。

（代表者が内容を確認の上、□に✓を記入してください。）

- 1 代理返還支援制度導入促進奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）及び添付資料に記載した内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、町が定めた期限までに奨励金を返還します。
- 2 申請日から5年以内に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である従業員を雇用する意思があります。又は奨学金代理返還制度の対象となる従業員が1人以上います。
- 3 奨励金の給付決定を受けた日から5年以上、奨学金代理返還制度を継続して実施します。
- 4 事業者名、所在地、奨学金代理返還制度の内容等を町ホームページ等で公表することに同意します。
- 5 労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）その他労働関係法令に関して重大な違反はありません。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていません。
- 7 事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団又は暴力団員が経営に事実上参画していません。
- 8 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- 9 奨励金の給付に関して町が必要と認めるときは、立入検査のほか資料提出に応じます。
- 10 町において必要と判断した場合は、申請書類に記載された情報を警察、税務機関等に提供することに異議を申し立てません。

【誓約・同意者】

記入年月日	令和	年	月	日
事業者名 (法人名・屋号)				
代表者職名		氏名		

※ 申請者が署名してください。

※ 法人の場合は、代表者の署名に代えて、記名及び代表者印の押印も可です。

様式第4号（第6条関係）

松前町指令 第 号

住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあつた令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金の給付については、令和8年度松前町奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金給付要綱第6条の規定により、次のとおり給付を決定し、額を確定したので通知する。

年 月 日

松前町長

奨励金給付決定額：金300,000円